

(平成23年11月30日報道資料抜粋)

年金記録に係る苦情のあっせん等について

年金記録確認広島地方第三者委員会分

1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの 1 件

国民年金関係 1 件

(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの 6 件

国民年金関係 3 件

厚生年金関係 3 件

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間のうち、昭和46年10月から48年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和25年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和46年8月から48年3月まで

私は、昭和48年夏頃にA市役所B支所から国民年金に加入するように連絡があり、国民年金保険料は2年間遡って納付できると聞いたので、同支所で夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、その場で保険料を夫の分と一緒に一括で納付した。しかし、申立期間に係る夫の保険料は納付済みとなっているが、私の分だけが未納とされていることに納得できない。

第3 委員会の判断の理由

申立期間は1回であり、かつ、申立人は、申立期間後の期間の国民年金保険料については全て納付しており、申立人の夫も申立期間を含めて申立期間後の期間の保険料を全て納付している上、国民年金及び厚生年金保険の各手続についても、おおむね適切に行われていることを踏まえると、申立人及びその夫は保険料を納付する意識が高かったものと考えられる。

また、申立人及びその夫の国民年金手帳記号番号は、国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の任意加入被保険者の資格取得日、並びに申立人及びその夫の国民年金手帳に記載されている発行日から、昭和48年10月9日にA市において連番で払い出されたものと推認されることから、その時点では、申立人は申立期間の保険料を納付することは可能であった。

さらに、オンライン記録により、申立人が自身の国民年金保険料と一緒に納付したとする申立人の夫の申立期間に係る保険料は納付済みと記録されている上、申立人及びその夫の国民年金被保険者名簿によると、申立人及びその夫の昭和48年4月から53年3月までの保険料は、全て同一年月日に納付されていることが確認できるほか、申立期間のうち、46年8月及び同年9月は、厚生年金保険加入期間であるが、申立人の国民年金被保険者名簿により、当該期

間は、申立期間当時、国民年金加入期間であったと確認でき、申立人の納付意識の高さを踏まえると、申立人及びその夫と一緒に国民年金の加入手続を行い、申立期間の保険料も一緒に納付したとする申立人の主張に不自然さは見られない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人は、申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認められる。

しかしながら、申立期間のうち、昭和46年8月及び同年9月については、申立人は、厚生年金保険に加入しており、国民年金被保険者となり得る期間ではないことから、当該期間を国民年金保険料の納付済期間として記録を訂正することはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和59年1月から61年3月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和37年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和59年1月から61年3月まで

私は、A市B区役所において、自分で国民年金の加入手続を行ったと思うが、年金手帳の交付時期や交付場所等の記憶は定かではない。

当時、未納の期間があったため、B区役所に行き納付書を送ってもらい納付していたので、未納保険料は無いものと安心していましたが、国の記録では未納となっている。

これまで、税金等の支払いが遅れたことは一度も無く、国民年金保険料についてもきちんと納付しているはずなので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

A市の申立人に係る国民年金被保険者名簿では、申立人の資格取得届が昭和62年7月28日に同市で受け付けられ、申立人が厚生年金保険被保険者資格を喪失した59年1月1日に遡って国民年金被保険者資格を取得していることが確認できることから、当該加入手続時点では、申立期間のうち、同年1月から60年3月までの保険料は時効により納付することができない。

また、オンライン記録によれば、申立人は、申立期間直後の昭和61年4月から同年6月までの保険料を63年7月28日に過年度納付していることが確認できることから、この時点では、時効が成立する前の納付可能であった当該期間の保険料のみ納付し、申立期間は保険料を納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、申立期間の保険料について、納付書により自分で納付していたとしているところ、納付場所及び納付金額等についての記憶が

曖昧である上、申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、ほかに申立期間の保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和42年7月から43年5月までの期間、46年4月から49年2月までの期間及び54年4月から同年8月までの期間の国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏名 : 女
基礎年金番号 :
生年月日 : 昭和17年生
住所 :

2 申立内容の要旨

申立期間 : ① 昭和42年7月から43年5月まで
② 昭和46年4月から49年2月まで
③ 昭和54年4月から同年8月まで

私は、昭和42年7月から43年5月までの期間はA町役場で、46年4月から49年2月までの期間はB市C区役所で、54年4月から同年8月までの期間は再びA町役場で、それぞれ国民年金保険料を納付してきたにもかかわらず、申立期間のいずれもが未加入期間となっていることに納得がいかないので、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人は、昭和42年7月にA町役場で国民年金に任意加入し、申立期間①及び③の保険料を同町役場で、申立期間②の保険料をB市C区役所でそれぞれ納付したと主張しているが、申立人の国民年金手帳記号番号は、B市の国民年金手帳記号番号払出簿における申立人の前後の任意加入者の資格取得日から、49年3月頃にB市で払い出されたものと推認される上、オンライン記録によると、申立人は同年3月13日に国民年金に任意加入していることから、申立期間①及び②は未加入期間であり、制度上、国民年金保険料を納付することができない。

また、申立人は、「国民年金について一度加入手続を行えば生涯加入資格があるものと認識していたし、厚生年金保険被保険者資格喪失後の申立期間③について、国民年金への再加入手続を行った記憶はない。」と供述していることから、申立期間③は未加入期間であり、国民年金保険料を納付することができなかつたものと考えられる。

さらに、申立人が申立期間①以降に居住していた3市町(B市、A町(現在は、D市)及びE町)の申立人に係る国民年金被保険者名簿のうち、D市の被保険者名簿(CSVデータ)では、申立期間①、②及び③が、B市及びE町の被保険者名簿では申立期間①及び②が、いずれも未加入の記録となっており、これらはオンライン記録と一致している上、国民年金手帳記号番号払出簿検索システム及びオンライン記録により申立人の氏名検索を行っても、ほかに別の国民年金手帳記号番号が払い出された形跡は見当たらない。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人の昭和 60 年頃から平成 5 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 37 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 60 年頃から平成 5 年 12 月まで

私は、平成 5 年 12 月に A 市から B 市に戻った後、自宅を何度か訪れていた市の嘱託員から国民年金に加入するよう勧められたため、その後、私の母親が加入手続を行ってくれた。

しかし、未納となっていた期間の国民年金保険料が高額だったため、分割して過年度納付書を発行してもらい、私の妹が郵便局に納付したにもかかわらず、申立期間が未納となっているのは納付できない。

第3 委員会の判断の理由

申立人の国民年金手帳記号番号は、オンライン記録による申立人の前後の第 3 号被保険者の処理日等から、平成 7 年 8 月頃から同年 10 月頃までの間に払い出されたものと推認されることから、最も早い 7 年 8 月に手帳記号番号が払い出された場合でも、申立期間のうち、昭和 60 年頃から平成 5 年 6 月までの国民年金保険料は、時効により納付できない。

また、オンライン記録によると、申立期間直後の平成 6 年 1 月から同年 3 月までの国民年金保険料が、8 年 2 月 26 日に過年度納付されていることが確認できることから、この時点では、時効が成立する前の納付可能であった当該期間の保険料のみ納付し、申立期間の保険料は納付することができなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、国民年金の加入手続及び保険料納付に直接関与していないため、保険料の納付状況等が不明である上、申立期間の国民年金保険料を納付したとする申立人の妹は、過年度納付した金額は 20 万円前後であったとしているが、申立期間における保険料の合計額は 76 万 6,980 円であり、これは申立人の妹の主張と大きく相違する。

加えて、B市の申立人に係る国民年金被保険者名簿では、申立期間は未納の記録とされており、これはオンライン記録と一致している。

このほか、申立人が申立期間の保険料を納付していたことを示す関連資料(家計簿、確定申告書等)は無く、ほかに申立人が申立期間に係る保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 26 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 47 年 4 月 1 日から同年 12 月 1 日まで

私は、昭和 47 年 3 月に学校を卒業し、同年 4 月から臨時職員として A 事業所に採用され、同年 12 月 1 日に正式採用となるまで継続して勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険の記録が無いことに納得がいかない。

第3 委員会の判断の理由

B 事業所が提出した申立人の履歴カード及び申立人が提出した人事異動通知書から、申立人は申立期間において臨時職員として A 事業所に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、C 県内の臨時職員に対する厚生年金保険の適用については、B 事業所長通知「臨時職員等の健康保険及び厚生年金保険等について（通知）」によれば、昭和 63 年 5 月 1 日以降とされており、B 事業所は、「県内の臨時職員については、昭和 63 年 4 月 30 日以前は、厚生年金保険に加入させておらず、保険料も控除していなかった。」と回答していることから、申立期間当時、B 事業所は、申立人を厚生年金保険に加入させていなかったと考えられる上、A 事業所を所管する D 事業所の申立期間における健康保険厚生年金保険被保険者原票に欠番は無く、申立人の名前も見当たらない。

このほか、申立人が申立期間における厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたとする事実を確認できる給与明細書等の資料は無く、ほかに申立てに係る事実を確認できる関連資料及び周辺事情も見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者としてその主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 27 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 4 月 1 日から 21 年 6 月 1 日まで
私が勤務していたA社での厚生年金保険加入期間のうち、平成 15 年 4 月 1 日から 21 年 6 月 1 日までの標準報酬月額が、従前の標準報酬月額よりも減額されているが、当該期間の給与は 65 万円だったので、調査の上、記録を訂正してほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立人から提出された給与所得の源泉徴収票及びB市の所得照会文書（回答）によると、申立期間のうち、平成 17 年分以降の給与収入金額は、780 万円（65 万円×12 か月、ただし 21 年分は 65 万円×6 か月）以上であることが確認できる上、申立人から提出された 21 年 5 月分の給与支払明細書の総支給額は 65 万円と記載されていることから、17 年以降は、申立てに見合う給与が支払われていたものと考えられる。

しかしながら、上記の源泉徴収票、所得照会文書（回答）及び平成 21 年 5 月分の給与支払明細書における社会保険料等の控除額は、いずれも標準報酬月額 30 万円に見合う社会保険料及び雇用保険料の合計額と一致、又はおおむね一致していることが確認できる。

また、申立事業所の平成 16 年から 20 年までの健康保険厚生年金保険被保険者報酬月額算定基礎届は、算定対象月（4 月から 6 月まで）に係る報酬月額は全て 30 万円と提出されていること、及び申立人の雇用保険受給資格者証によると、離職時賃金日額は 1 万円と記載されており、申立人の離職前の賃金は月額 30 万円程度であったと考えられることから、申立事業所は、実際の支払金額とは異なる届出をしていた可能性がうかがわれる。

このほか、申立人が主張する標準報酬月額に基づく申立期間における厚生年金保険料の控除について確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立期間について申立人が主張する標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

広島厚生年金 事案 2315（事案 1493、1982 の再申立て）

第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

第2 申立の要旨等

1 申立人の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和 30 年生
住 所 :

2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 56 年 8 月 4 日から 57 年 1 月 3 日まで

前回の第三者委員会の判断において、「社会保険に加入していない社員の給与から保険料を控除することはあり得ない。」とする承継事業所の回答及び同僚の供述については社会通念として認められているが、「申立期間において、保険料は給与から引かれていたのに保険証は無かった。」という私の主張及びこの会社で社員として働いていた私は、法律上、昭和 56 年 8 月から厚生年金保険に加入しなければならなかったという状況は周辺事情として認められていないことに納得できない。

第三者委員会は国民の立場に立っておらず疑問があるが、申立事業所の当時の諸規定集を提出するので、不利益を被った国民のことを思いやった審議を再度行ってほしい。

第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が申立期間に申立事業所に勤務していたことは確認できるものの、i) 申立事業所の承継事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立人は、申立期間において厚生年金保険被保険者ではなかったことが確認できること、ii) 申立人は、健康保険証をもらったのは、翌年(昭和 57 年 1 月)になってからだったと供述しているところ、同僚は、「事務担当者が申立人の健康保険の加入手続を忘れていたようで、申立人の加入時期は、入社後しばらくしてからになったことは覚えている。」と供述していること、iii) 申立事業所の承継事業所は、「社会保険に加入していない社員の給与から保険料を控除することはあり得ない。申立人は、事務処理のコンピューター化のために初めて採用した社員で、コンピューター

関係の業務量や採算性を考慮しながら、様子を見ていた可能性があり、事務の補助業務を行っていた社員とは社会保険の加入について、区別していたかも知れない。」と回答しており、厚生年金保険の加入について他の社員とは異なる取扱いをしていた可能性がうかがえることなどから、既に当委員会の決定に基づき、平成 22 年 8 月 5 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

その後、申立人は、厚生年金保険料が給与から控除されていたことを示す新たな資料は無いが、同僚の供述内容は申立事業所と利害関係がある者であれば信憑性には疑義があること、及び申立事業所の回答内容からみて、申立事業所が届出を忘れていたという可能性が高いことから、申立人の給与から保険料が控除されていなかったという明確な供述が無い以上、申立ては認められるべきであるとして再申立てを行っている。

しかしながら、申立事業所の承継事業所が保管する「健康保険厚生年金保険被保険者資格取得確認及び標準報酬決定通知書」及び「健康保険厚生年金保険被保険者資格喪失確認通知書」により、申立期間において申立人は厚生年金保険被保険者ではなかったことが確認できるところ、申立人は健康保険証をもらったのは、申立期間直後の昭和 57 年 1 月であったと供述しているが、申立事業所の承継事業所の回答及び申立事業所とは利害関係が無いとする同僚の供述から、保険料が給与から控除されていなかったことをうかがわせる周辺事情が存在する一方で、申立人は保険料を給与から控除されていたと主張するのみで、保険料が給与から控除されていたことをうかがわせる周辺事情は見当たらないことから、既に当委員会の決定に基づき、平成 23 年 4 月 7 日付けで年金記録の訂正は必要ではないとする通知が行われている。

今回、申立人は、申立事業所の承継事業所の回答及び同僚の供述については社会通念として認められているが、「申立期間において、保険料は給与から引かれているのに保険証は無かった。」という主張及び申立人は昭和 56 年 8 月から法律上厚生年金保険に加入すべき状況であったことが周辺事情として認められていないことに納得できないとして、再申立てを行っている。

しかしながら、今回、申立人が提出した申立事業所の当時の就業規則等から、申立人は、申立期間当時、給与から厚生年金保険料を控除されるべき状況にあったこととはうかがえるものの、これらの資料からは、申立人が給与から厚生年金保険料を控除されていた時期や保険料額等は具体的に確認できない上、申立人は保険料を給与から控除されていたと主張するのみであり、今回、申立人からは給与から保険料が控除されていたことを示す新たな資料や周辺事情に関する供述は無く、そのほか委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情は見当たらないことから、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。